

様式第 11 (第12条関係) (令元総省経産令1・一部改正)

(表)

番 号
電子委任状の普及の促進に関する法律第13条第2項の規定による
立 入 検 査 証
職 名 及 び 氏 名
年 月 日交付
発行者 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 B 8 とすること。

(裏)

電子委任状の普及の促進に関する法律抜粋
第13条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定電子委任状取扱事業者に対し、その認定に係る電子委任状取扱業務に関し報告をさせ、又はその職員に、認定電子委任状取扱事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、その認定に係る電子委任状取扱業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
二 第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 B 8 とすること。